広島県告示第三百二十号

のとおり就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定によって、 次

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

三月二一日 平成二一年	地瀬二川	五四五番 番	角五四東広島		なごみ	角五四五番地二東広島市黒瀬町川	人和特定非営利活動法
房 上 左 月	地	在	所	称	名	の 所 在 地主たる事務所	名称
E F	所を	業事業	ビ 事 _ス	止 し た た た	廃障 害	/ービス事業者	指定障害福祉サ